

西胆振保健医療福祉圏域連携推進会議設置要綱の改正について

1 改正の趣旨

- 条例の規定に基づかずに要綱・要領等により設置された有識者会議等についての訴訟リスクが懸念され、市町村の施策等を検討するため、有識者からの意見を聞く場である「検討委員会」が、調査、検討、結果報告などの活動内容から附属機関（審査会、審議会、調査会等の合議制の機関）と判断され、条例に基づかない設置は、「違法」であるとされた判決が相次いでいる。
- このことから、有識者会議であっても、所掌事務や運営実態によっては、地方自治法に基づく「附属機関」と判断されかねないことから、道としても、本連携推進会議も附属機関と誤解されないよう、意思決定行為を持たない有識者から意見聴取を行う場である「常設の懇談会」として位置づけ、基準を明確化するため所要の整理を行ったもの。
- 併せて、医療法第30条の14第1項に定める地域医療構想の達成を推進するために必要な「協議を行う場」として設置する「地域医療構想調整会議」を兼ねることとした。
- なお、当会議は意見聴取や意見交換を行う場であることに変更はなく、これまでどおり地域の実態を踏まえた意見等を、道政に反映させていくこととしている。

【地方自治法第138条の4】

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

【会議の位置付け（定義）】

- ① 附属機関 ～ 審査会、審議会、調査会等の合議制の機関（条例設置義務）
- ② 懇談会 ～ 行政運営上の参考に資するため、有識者等から意見聴取等を行う会合（意思決定なし）
- ③ 連絡調整会議 ～ 道と他機関との連絡・調整の会議及び道庁内の会議

2 主な改正内容

- (1) 要綱第1条中、「地域医療構想調整会議」を兼ねる旨及び要綱第2条の(2)の所掌事務に「地域医療構想の達成の推進に関する事項」を追加する。
- (2) 要綱第3条第3項中、「会長」を置く。 ⇒ 会議の議事進行を行う「座長」を置く。
- (3) 要綱第4条第1項中、会議は、必要な都度、会長が招集する。 ⇒ 道が招集する。